

新型コロナに負けない！『中小企業経営者のための資金調達』レポート

経営革新等支援機関・行政書士サポートオフィス横浜 発行

【重要】返済不要の「持続化給付金」の申請が始まりました！

2020年4月27日に経済産業省から「持続化給付金」についての詳細が公表され、5月1日から受付が開始されました。早ければ5月8日から給付開始とのことです。

「持続化給付金」とは、新型コロナウイルス感染症拡大による営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して創設された、事業全般に広く使える給付制度のことをいいます。「給付」ですので、**返済する必要はありません。**

1. 対象者は？

新型コロナウイルス感染症の影響により、**売上が前年同月比で50%以上減少している事業者**であり、資本金10億円以上の大企業を除く、中堅・中小法人、個人事業者となっています。また、医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても、商工業に限らず幅広く対象となります。

2. 給付額は？

事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者について、**中堅・中小企業は上限200万円、個人事業主は上限100万円**の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額が給付されます。

＜売上減少分の計算方法＞

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

＜事例＞

前年総売上600万円の法人で、19年3月の売上が50万円、20年3月の売上が20万円だとします。600万円－（20万円×12ヶ月）＝360万円ですが、法人なので200万円の給付になります。

3. 創業したばかりの場合は？

2019年1月から12月までに新規開業した事業者や法人を設立した場合、対象月の月間事業収入が、2019年の月平均の事業収入に比べて50%以上減少していれば、特例が適用されます。

4. 申請期間は？

令和2年5月1日から「令和3年1月15日」までとなっています。

5. 申請方法は？

持続化給付金の事務局 HP からの**電子申請**になります。5月中旬には「電子操作ガイド」がアップされる予定です。また、今後、事前予約制の「電子申請サポート会場」も開設される予定です。

なお、申請後、通常2週間程度（登録の銀行口座に振込）で給付される予定となっています。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

6. どういう書類が必要なの？

法人と個人で異なります。法人は「確定申告書類」「2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等」「通帳の写し」です。個人は「確定申告書類（青色又は白色）」「2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等」「通帳の写し」「本人確認書の写し」となっています。確定申告書類に関する不明な点については顧問税理士に相談することをお勧めします。なお、2020年分の対象とする月の売上台帳等については、フォーマットの指定はされていません。手書きの売上帳のコピーなどでも可能となっています。

7. 持続化給付金の詳細について

制度の詳細については、経産省「持続化給付金」HPにアクセスしてください。このページに「解説動画」がありますので、動画を見て全体像を理解してください。<https://bit.ly/2Wuqa1b>

次にチラシ「持続化給付金に関するお知らせ」に目を通してください。<https://bit.ly/2yA3bcW>

そして、個人の方は「個人事業者等向け」、法人の方は「中小法人等事業者向け」の「申請要領」を必ず読んでください。ページ数が多くて圧倒されるかもしれませんが、後半の「証拠書類等及び給付額の算定に関する特例」に関しては、関連する事業者様以外は読まなくても大丈夫だと思われれます。なお、持続化給付金事業コールセンター（直通番号：0120-115-570）も開設されています。

＜手続きにご不安のある方へ＞

都筑・青葉・緑・港北区の事業者様を対象にして、**実費のみで申請のお手伝いをさせていただきます。**今、大切なのは**手元の資金を増やすこと！**お気軽にご相談ください。